

「えっ、違法なの!??」捕まってびっくり!! 知らないでは済まされない

交通ルールは、単なるルールではなく、れっきとした法律であり、

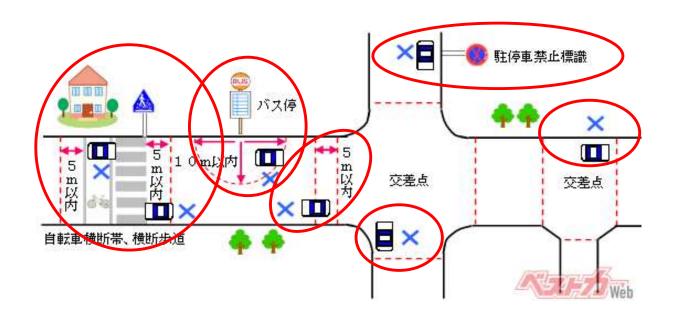
罰則も規定されていおり、違反は犯罪行為である。

- 1. 赤信号で止まったとき、車外に出てドライバー交代
- 2. 愛犬を膝上に乗せて運転
- 3. エンジンを切らずにコンビニで買い物
- 4. 原付を追い越すために、黄色のセンターラインをはみ出した
- 5. 黄色以外に白色実線もダメ!?

発行: 2024年1月



1. 赤信号で止まったとき、車外に出てドライバー交代



ドライバーが クルマを降りた状態は **"停止"**

- 1. 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂またはトンネル
- 2.交差点の側端または道路の曲がり角から5m以内の部分
- 3. 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分
- 4. 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端から それぞれ前後に10m以内の部分
- 5. 乗合自動車の停留所またはトロリーバスもしくは路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置から10m以内の部分 (当該停留所または停留場にかかる運行系統に属する垂合自動車 トロリーバスまたは路面)
 - (当該停留所または停留場にかかる運行系統に属する乗合自動車、トロリーバスまたは路面電車の 運行時間中に限る)
- 6. 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分

交差点や横断歩道付近は駐停車禁止区域が多数なので注意しょう(出典: 愛知県警察 図1 「主な駐停車禁止場所の例」)



2. 愛犬を膝上に乗せて運転

ペットを膝の上に乗せて運転する行為は ドライバーの視界を妨げ、 ハンドルもしくはその他の装置の操作を妨げることにつながり、 乗車積載方法違反となる。

ペットを助手席の同乗者が抱えた状態では違反にならないが、 エアバッグは成人体型を想定して作られており、 衝突時に助手席側エアバッグが作動してペットに接触した場合、 愛するペットは衝撃に耐えられず、骨折や窒息する可能性もある。

ペットはケージなどに入れて 後部座席やラゲッジスペースに固定するほうがいいでしょう。

お子さんも同じこと 可愛かったら、**自分のエアーバッグにしない**ことです。



3. エンジンを切らずにコンビニで買い物

道路交通法第71条には

「車両等を離れるときは、

その原動機を止め、完全にブレーキをかける等 当該車両等が停止の状態を保つため必要な措置を講ずること」とある。

また、エンジンを停止させていても、

キーを車内に置いておく行為も違反。

同じく道路交通法第71条では

「自動車又は原動機付自転車を離れるときは、その車両の装置に応じ、 その車両が**他人に無断で運転されることがないようにするため必要な措置を講ずる**こと」

コンビニは私有地だから、道交法の範囲外と思っていませんか

道路交通法第2条1項に規定されている道路の解釈

最高裁判所の判例では

「たとえ、私有地であっても、

不特定の人や車が自由に通行できる状態になっている場所は、

同法上の道路であると解すべきである」という見解が示されています。



4. 原付を追い越すために黄色のセンターラインをはみ出した

原付の法定速度は30km/hということで、1本道で出遭ってしまった らつい抜きたくなるが……。

センターラインをはみ出しての追い越しは <u>白色の破線</u>(必要な際は、はみ出しOK)の場合はOK。 <u>黄色の実線</u>(追い越しのためのはみ出し禁止)の場合は違反。 <u>白色の実線</u>(いかなる場合もはみ出し禁止)ははみ出さなければ 追い越し可

道路交通法第30条

「車両は、道路標識等により追い越しが禁止されている道路の部分 及び次に掲げるその他の道路の部分においては、他の車両(軽車両 を除く)を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過し てはならない。」とある。



5. 黄色以外に白色実線もダメ!?

片側6m以上の道路に引かれる白色の実線のセンターラインは 原則としてその右側へはみ出して通行することはできないため 追い越し時にはみ出せばこちらも違反である。

黄色のセンターラインの他に 標識で「追越し禁止」の規制がなければ 黄色のセンターラインからはみ出さず かつ追い越される車両と安全な間隔を空けられる場合 追い越しであれば違反とならない。



そもそも道路交通法は何のためにあるのか

「道路における危険を防止し その他交通の安全と円滑を図ることを目的」

すべてはドライバーや同乗者、周りの歩行者、 他車両の安全や円滑な交通を考えて作られているもの。

なので、道路交通法に示されていないからといって 「この方法だったらギリいいだろ?」と、 確実に安全と言い切れないことはやらないほうがいいと思いますよ!!

参考・出典: 「えっ、違法なの!??」捕まってびっくり!!

落とし穴的交通ルール、要確認です 2023年12月19日付

https://bestcarweb.jp/feature/column/756965

担当:リンクス 警視庁交通指導員 丸岡浩一